

## 鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 5 月 2 4 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

## 鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例(昭和 4 8 年鹿沼市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 6 3 の部を 6 5 の部とし、6 2 の部を 6 4 の部とし、6 1 の部を 6 3 の部とし、同表 6 0 の部中「5 8 の項第 1 号」を「6 0 の項第 1 号」に、「5 8 の項第 2 号」を「6 0 の項第 2 号」に改め、同部を同表 6 2 の部とし、同表中 5 9 の部を 6 1 の部とし、同表 5 8 の部(1)の款中「6 0 の項」を「6 2 の項」とし、同款アの項及びイの項中「6 3 の項」を「6 5 の項」に改め、同部を同表 6 0 の部とし、同表中 5 7 の部を 5 9 の部とし、4 4 の部から 5 6 の部までを 2 部ずつ繰り下げ、同表 4 3 の部中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等又は一敷地内許可建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等に」に、「(一敷地内認定建築物又は」を「(増築等を行わない一敷地内認定建築物又は増築等を行わない」に改め、同部を同表 4 5 の部とし、同表 4 2 の部中「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に改め、「建築物(」の次に「増築等を行わない」を加え、同部を同表 4 4 の部とし、同表中 4 1 の部を 4 3 の部とし、2 5 の部から 4 0 の部までを 2 部ずつ繰り下げ、2 4 の部を 2 5 の部とし、同部の次に次のように加える。

2 6 法第 5 8 条第 2 項の規定による 許可	高度地区における建築物の高さの 特例許可申請手数料	申請 1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円
----------------------------------	------------------------------	-----------------------------

別表第 2 中 2 3 の部を 2 4 の部とし、同表 2 2 の部中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同部を同表 2 3 の部とし、同表中 2 1 の部を 2 2 の部とし、1 6 の部から 2 0 の部までを 1 部ずつ繰り下げ、1 5 の部の次に次のように加える。

16 法第52条第 6項第3号の規定 による認定	建築物の容積率の認定申請手数料	申請1件につき 27,000円
--------------------------------	-----------------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。